

**（特別管理）産業廃棄物収集運搬業変更（廃止）届出書 必要書類**      令和5年5月16日改定

■…指定の様式（当課 HP に掲載）の書類

□…指定の様式はなく、申請者が用意する書類

| 変更内容       | 名 称                                                              | 備 考                                                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (全)        | <b>■産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書</b><br>産廃（様式第十一号）<br>特管（様式第十七号）            | ・変更内容を新旧対照（一覧）に記載する。書ききれない場合は、以下の新旧対照表を添付<br><b>■役員等新旧対照表</b><br><b>■運搬車両等新旧対照表</b>                  |
| 住所         | □（個人）住民票（本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）                         |                                                                                                      |
|            | □（法人）履歴事項全部証明書                                                   |                                                                                                      |
|            | □事務所、事業場付近の見取り図                                                  |                                                                                                      |
| 氏名<br>名称   | □（個人）住民票（本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）                         |                                                                                                      |
|            | □（法人）定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書                                         | ・定款が履歴事項全部証明書と合致しない場合は議事録等を添付                                                                        |
| 役員・<br>株主等 | □（法人）履歴事項全部証明書                                                   |                                                                                                      |
|            | □変更した役員等の住民票（本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）、株主等が法人の場合は履歴事項全部証明書 | ・新たに就任した役員等、該当者分を添付<br>・役員等には、役員（取締役、監査役、顧問、相談役等）だけではなく、法定代理人、株主又は出資者（5/100 以上）、政令に定める使用人を含む         |
|            | □成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書                                     |                                                                                                      |
| 運搬<br>車両   | <b>■様式第六号の二 第2面</b>                                              | ・追加等、該当するものを記載                                                                                       |
|            | □運搬車（船舶）検査証書の写し                                                  | ・電子車検証は自動車検査証記録事項を添付<br>・車検証等で所有権（使用权）が確認できない場合<br><b>■車両の賃借及び使用に関する証明書</b><br>・船舶の場合は仕様書、構造図等も必要    |
|            | <b>■運搬車両の写真（様式第六号の二 第6面）</b><br><b>■運搬容器等の写真（様式第六号の二 第7面）</b>    | ・車両は前面及び側面（車両番号及び車両の表示等が明瞭に確認できるカラー写真）<br>・運搬容器については、全体が確認できるカラー写真                                   |
|            | □運搬車両等の駐車施設の位置図<br>□運搬車両等の配置図                                    | ・位置図は地図のコピー等を添付（車両台数が増加しない場合は不要）<br>・新たな駐車場を使用する場合<br><b>■運搬車両等の駐車施設の写真</b><br>□所有権又は使用权を有することを証する書類 |
| 積替え<br>保管  | <b>■様式第六号の二 第3面</b>                                              | ・見取図、平面図、土地登記簿謄本、公図の写し等、変更の内容によるため、担当者にご相談ください。                                                      |

- 1 本届出は、当該変更又は廃止の日から10日以内に行ってください。ただし、必要書類に法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）が含まれる場合等は、30日以内となります。
- 2 変更（廃止）届出書一式は2部提出してください。そのうち1部は控えとしてお返しするため写しでもかまいません。
- 3 必要書類は一般的なものであり、必要に応じて他に書類等の提出を求める場合があります。
- 4 公的機関から発行された証明書の有効年月日は、申請日から3ヶ月以内としています。
- 5 高知県の許可も取得している場合は、高知県への届出が必要な場合があります。
- 6 ご不明な点がある場合は、事前に担当者にご相談ください。